

電気用品の技術基準の解説の改定

改定前の解説（解説本 第16版 591ページ）	改定後の解説	備考
別表第八 2 (21) 電気消毒器 （解説） 1. 本項は、電気消毒器に関する個別規定を定めたものである。	別表第八 2 (21) 電気消毒器 （解説） 1. ((略) 現行 1. と同じ) 2. イ項の「殺菌灯」には、従来型の水銀発光を利用するものだけでなく、水銀以外の発光や UV-LEDなどを光源とするものも含まれる。 3. イ項の「通常の使用状態」とは、その取扱説明書又は施工説明書に記載された設置条件や運転制御により使用される状態のことをいう。 4. イ項（イ）の「光線が直接外部に漏れない構造」が目視で判断できない場合は、JIS C 7550「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが、免除グループであることによって判定する。 5. イ項（ロ）aの「人体に傷害を起こさないようにタイマーや人体検知センサー等により照射が限定される構造」とは、取扱説明書又は施工説明書に記載の条件に従って設置したとき、次のような状態になるものを含む。 (1)固定して使用される電気消毒器のある室内に人が入ったとき、人体検知センサーや部屋のドアと連動したスイッチ等により人に紫外線を照射しないもの (2)固定して使用される電気消毒器のある室内に人がいるときに、人がいると想定される位置において、JIS C 7550に規定する目及び皮膚に対する紫外放射傷害の実効放射照度 E_s （周期的変化がある場合は、その平均値）が 1 mW/m^2 以下に制御されている状態になるもの。なお、電気消毒器にタイマー機能がある場合は、積算露光量を考慮して実効放射照度を算出すること。 (3)可搬形（ライティングダクト取付形を含む）又は手持ち形にあっては、電気消毒器に取り付けられた人体検知センサー等により人に紫外線を照射しないもの。なお、手持ち形は、使用者に紫外線を照射しないところに手持ち部があること。 6. イ項（ロ）aの「人体検知センサー」とは、電気消毒器の近傍に人がいるこ	別表第八 2 (21) 電気消毒器 イ構造（解釈部分）の改正内容（2021年12月28日付施行）を補足するため解説項目を追加。

<p>2. ハ項イの、「木台の上に置く」とは、壁掛け形のものにあつては、木台の通常の使用状態に取り付けることをいう。</p> <p>3. ハ項ロの、「容器」とは、レンズケース等を含む（以下ニにおいて同じ。）。</p> <p>4. ハ項ロの、「容器に入れた水が半分ない。」とは、「容器に入れた水が半分に減少するごとに減少した量に等しい量の沸騰水を加えなければならない。」ことをいう。</p>	<p>とを検知して、殺菌灯を消灯（停止）させる手段をいい、焦電センサー、超音波センサー、マイクロ波センサーなどがある。なお、人体検知センサーが所定の動作をしない場合に備え、リスクアセスメントを実施する。この際、次を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動で電源を開路できる機構を有すること。及び、 ・可搬形にあつては、転倒した状態のリスクも考慮すること。 <p>さらに、人体検知センサーの故障等についても考慮すること。以下に例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人体検知センサーが動作しない条件（人の動きの速度、センサーと人の距離など）に対するリスク発生確率と危険の度合いを見積もり、必要なリスク低減処置を行う。又は、 ・人体検知センサーが故障した場合に機器動作を停止し、紫外線を照射しないように二重に保護する。 <p>7. イ項（ロ）bの「外かくの見やすい箇所に通電、停止の状態が容易に判別できる表示」には、次も含む。</p> <p>(1)殺菌灯の可視光照射の有無で目視判別できる状態</p> <p>(2)照射される室内又はその出入口近傍において、電気消毒器の外かく以外の箇所で通電、停止に連動して目視判別できる表示器等を設置することを施工説明書に記載している</p> <p>8. イ項（ロ）bの「器体に見やすく、・・・表示をすること」については、固定して使用されるものの通常の使用状態において、目視によって確認することができる表示場所がないなどやむを得ない場合は、取扱説明書にも記載することで見やすいとみなす。また、波長 254 nm の紫外線を主として放射する低圧水銀蒸気ランプ以外の光源であつても、JIS C 7605「殺菌ランプ」で要求される表示のうち、安全上必要な表示をすること。</p> <p>9. ～11. （（略）現行 2. ～4. と同じ、番号のみ変更）</p>	
--	--	--

(当該部解釈)

別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

1 共通の事項（略）

2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器

(1)～(20) (略)

(21) 電気消毒器

イ 構造

殺菌灯を有するものにあつては、通常の使用状態において、次のいずれかに適合すること。

(イ) 器体内のみに殺菌灯を照射するものにあつては、光線が直接外部に漏れない構造であること。

(ロ) 器体外に直接殺菌灯を照射するものにあつては、次に適合すること。

a JIS C 7550「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の表2及び表3に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループであること。ただし、人体に傷害を起こさないようにタイマーや人体検知センサー等により照射が限定される構造である場合は、この限りではない。

b 外かくの見やすい箇所に、通電、停止の状態が容易に判別できる表示をすること。また、器体に見やすく、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすい用語により、JIS C 7605「殺菌ランプ」の「9.1 製品の表示」に定める図記号及び次に掲げる事項を表示すること。

(a) 眼の痛み又は視力障害の原因となるため、点灯中のランプや反射光を直接肉眼で見ない旨

(b) 皮膚の炎症又は日焼けをおこす原因となるため、点灯中のランプからの紫外放射（殺菌線）を皮膚に直接又は間接に当てない旨

ロ～ホ (略)

(22)～(108) (略)

3 (略)

附表第一～附表第十 (略)